



第7回

社会保険講座



中谷 知世

健康保険の給付として代表的なものをご紹介します。

療養の給付

被保険者が医療機関・薬局から提供される医療サービスを受ける場合は以下の割合の負担ですみます。残額は保険者(例えば市町村等)が負担してくれます。

●被保険者 窓口負担割合

| | 70歳に達する日の属する月以前 | | 70歳に達する日の属する月の翌月以後 | |
|--------|-----------------|--|--------------------|-------------------------------------|
| | | | 原則※① | 例外(療養の給付を受ける月の標準報酬月額が28万円以上である場合)※② |
| 窓口負担割合 | 30 / 100 | | 20 / 100 | 30 / 100 |

●被扶養者 窓口負担割合

| | 70歳に達する日の属する月以前 | | 70歳に達する日の属する月の翌月以後 | |
|--------|---------------------|-----------------------|--------------------|------------------------------------|
| | 6歳に達する日以後の最初の3/31以前 | 6歳に達する日以後の最初の3/31翌日以後 | 原則※① | 例外(70歳以上被保険者の標準報酬月額が28万円以上である場合)※② |
| 窓口負担割合 | 20 / 100 | 30 / 100 | 20 / 100 | 30 / 100 |

※①平成26年3月31日以前に70歳に達した方については10/100

※②70歳以上被保険者+70歳以上被扶養者の年収合計額が520万円、70歳以上被保険者のみの場合は383万円に満たない場合は申請により20/100の負担割合となる。

傷病手当金

傷病による療養のための所得補償として傷病手当金が支給されます。

(1)支給要件

以下の3つの要件に該当し、労務に服することができなかった期間について支給されます。

- ①療養のためであること
- ②労務不能であること
- ③継続する3日間の待期期間を満たしていること。

例)・欠勤が2日続き3日目に出勤した場合、待期期間は完成しません。

・年次有給休暇を使用し、3日間休んだ場合であっても待期期間は完成されます。

約1日の賃金の6割

(2)支給金額

支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間標準報酬月額の1/30×2/3

(3)支給期間

支給開始日から起算して1年6ヶ月を限度とします。

「1年6ヶ月分の傷病手当金」が支給される訳ではありません。

出産育児一時金

(1)支給要件

女性被保険者が出産(妊娠4ヶ月以上の出産をいい、死産・流産・早産問いません)したとき。

(2)支給額

1児につき原則42万円

被扶養者が出産した時にも支給されます。

出産手当金

出産する女性被保険者の休業中の生活保障を目的として支給されます。

(1)支給要件

出産の日以前42日から出産の日後56日までの間において労務に服さなかったこと。

予定日より遅れて出産した場合、その日数分支給されます。

(2)支給額

支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間標準報酬月額の1/30×2/3

(3)支給期間

支給要件で挙げた労務に服さなかった期間